IV その他の制度 - 年金-

IV その他の制度

-年金-

No.61 国民年金 (老齢基礎年金)

1 対象

- (1) 日本国籍の有無にかかわらず、必ず加入しなければならない方(強制加入)
 - ア 第1号被保険者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業、学生、無職の方など

イ 第2号被保険者

厚生年金に加入している65歳未満の方

ウ 第3号被保険者

原則として、第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

- (2) 希望で加入することができる方(任意加入)
 - ア 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の方
 - イ 日本に住んでいない20歳以上65歳未満の日本人(在外邦人)
 - ※ ア、イについては、老齢基礎年金の繰上げ受給者、厚生年金の加入者、及び20歳から60歳までのすべてについて、保険料納付済の方を除きます。
 - ウ 65歳以上70歳未満で年金を受けるための期間が不足しており、かつ日本に住んでいる方又 は在外邦人(昭和40年4月1日以前生まれに限る)

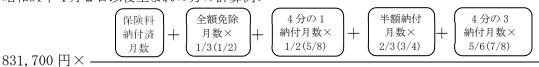
2 内容

老齢基礎年金は、受給資格期間(保険料を納めた期間と免除された期間 (注1)

及び他の公的年金の加入期間等)が10年(平成29年7月までは25年)以上ある方に、原則として65歳から支給されます。

- (1) 老齢基礎年金の満額は、昭和31年4月2日以後生まれの方は831,700円/年、昭和31年4月1日以前生まれの方は829,300円/年です。20歳から60歳になるまでの40年間、全ての月の保険料を納めた場合に満額受給できます。未納期間等がある場合は、その期間に応じて減額されます。
- (2) 老齢基礎年金の年金額計算式

<昭和31年4月2日以後生まれの方の計算例>



480月(または加入可能年数×12月)

(注2)

- (注1)4分の1納付、半額納付、4分の3納付の場合はそれぞれの保険料を納付しないと未納扱いとなります。
- (注2) 平成21年度以降の免除期間については() 内の数値で計算します。

窓 口 | 各区 保険年金課国民年金係【2・3ページ】

IV その他の制度 - 年金-

No.62 老齢福祉年金

1 対象

明治44年4月1日以前に生まれた方と、大正5年4月1日以前に生まれた方のうち、一定の保険料の納付か免除があり、本来の老齢年金に該当しなかった方に支給される年金です。

2 内容

老齢福祉年金の年金額は424,900円/年です。ただし、次のような場合には、年金額の一部又は全部について、支給が停止されます。

- (1) 本人・配偶者・扶養義務者に所得がある……政令で定める制限額
- (2) 公的年金を受給している……政令で定める制限額
- (3) 戦争公務にかかる恩給を受給している……旧軍人の階級が少佐以上

窓 口 各区 保険年金課国民年金係【2・3ページ】